

特定非営利活動法人 よなご環境学習推進フォーラム 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人よなご環境学習推進フォーラムと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県米子市彦名町4554-1番地に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を鳥取県米子市彦名町4413番地に置く。

(活動の目的)

第3条 この会は、よなごに集う人々が、とりわけ21世紀を生きる子どもたちが、自主的にかつ創造性あふれる環境学習や環境活動を行うことを通じ、地域から地球までの環境に配慮した暮らしや活動ができ、地域に根ざし、このかけがえのない地球に生きる地球市民として成長するために、行政等と協働で、必要な支援活動を行うことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に係わる事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
 - ① ふれあい創出支援事業
 - ② 環境美化支援事業
 - ③ 地域活性化支援事業
 - ④ 委託研究事業
 - ⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 特産物即売場の開設

2 その他の事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係わる事業に充てなければ

ばならない。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し活動に参加する個人及び団体
- (2) 一般賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を推進する個人
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を支援する個人
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を賛助する個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件をさだめない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、理事会で審議し入会する。代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員がいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を代表理事に届け出なければならない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規定に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第12条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定款)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- (3) 理事のうち、1人を代表理事、3人を副代表理事、1人を事務局長理事とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事、副代表理事及び事務局長理事は、理事会において互選する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し業務を総理する

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、業務を統括する。
- 4 理事は理事会を構成し、業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる業務を行う
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、その議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第18条 役員は、有給とすることができる。有給の役員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第4章 総会

(総会種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会機能)

第21条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支計算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支予算
- (6) 役員選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く)その他新たな義務の負

担及び権利の放棄

- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 監事から第15条第5項第4号の規定により招集があったとき

(総会の招集)

第23条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する

- 2 代表理事は前条第2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(総会の定数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款で特別に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

- 第27条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員の代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条及び次条第1項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者及び出席者氏名（団体会員にあっては名称及び出席者氏名、書面表決者及び表決委託者の場合にあってはその旨を付記すること）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 理事会

（理事会の構成）

第29条 理事会には理事をもって構成する。

（理事会の機能）

第30条 理事会はこの定款で別に定めるほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第31条 理事会は次のいずれかに該当する場合に開催する

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第32条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当る。

(理事会の定数等)

第34条 理事会には、第25条から28条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中の「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種類とする。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、特定非営利活動促進法第27条の規定に基づいて支弁する。

(会計の区分)

第39条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及び収支予算は、代表理事が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定める

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎年事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を得なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の職員は、代表理事が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ軽微な事項に係る変更以外のものについては、鳥取県知事の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条第1項第2号から第7号の規定によるほか、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経て解散する。

- 2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、鳥取県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て決定する。

(合併)

第49条 この法人は、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ鳥取県知事の認証を得て、他の特定非営利活動と合併することができる。

第9章 書類の備置き及び閲覧

(書類の備置き)

第50条 この法人は、毎年度初めの3月以内に、前年度における次の書類を作成し、これらを、その翌々年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書
- (2) 役員名簿（前年度において役員であったことがあるもの全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
- (3) 役員名簿に記載されたもののうち、前年度において報酬を受けたことがあるもの全員の名簿
- (4) 社員のうち、1.0人以上のもの名簿

(閲覧)

第51条 会員及び利害関係人から前条の書面及び定款若しくはその認証若しくは整記に関する書類の写しの閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第10章 補則

(公告)

第52条 この法人の広告は、官報においてこれを行う

(委任)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

代表理事 太田 富雄

理事 田平 敏雄

理事 渡部 淳

理事 向井 哲朗

理事 末葭 建美

監事 門脇 正八

監事 末吉 孝博

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	年会費	2000円
(2) 一般賛助会員	年会費	1000円
(3) 特別会員	年会費	5000円
(4) 賛助会員	年会費	5000円